

## 人権について

### ～言葉で思考する人間が、専門用語で思考停止しないために～

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月）に基づく国の基本方針が平成 29 年 3 月に改定されたことを踏まえ、本県としても、平成 29 年 11 月 1 日付けで県の基本方針を改定しました。改定のポイントは、大きく 6 点、細かくは 12 点にまとめられています。その内容は、紙幅の関係でここでは割愛しますが、私が特に注目しているのは、12 点中の次の 2 点です。

- ① けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ② 「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。

①は、私流に言えば、「軽微ないじめを見逃さない」ということです。私は、常々、先生方には、「特別指導になる事案だけが『いじめ』なのではない。『いじめ＝特別指導』という固定観念が、軽微ないじめを放置してきた。これからは、平常の指導の中で、軽微ないじめを見逃すことなく指導してください。」とお願いしています。

②は、これだけを読むと後退のように思うかもしれませんが、②は、①を実現するためにあります。「軽微ないじめ」を反省させるときに、「いじめ」という言葉が持つ意味合いの重さが、反省する気持ちを阻害することがあります。「軽微ないじめを見逃さない」という実を取るためには、「いじめ」という言葉にこだわる必要はないというのが、②についての私の理解です。この②に近い考え方も、私は前々から持っています。しかし、それは、「いじめ」という言葉を使わないのではありません。先生方には、「いじめ」という言葉を最初から使ってはいけない。すべて、事実を認め、十分に反省した後に、最後に言う言葉が『いじめ』だ。」と。このことを少し説明したいと思います。

平成 28 年度の 2 学期終業式で、「いじめといじりに違いはない」と言いましたが、厳密にはあります。そのことを例に取りながら説明します。

「いじり」は、その目的から、大きく 2 種類に分けられると思っています。一つには、「対象を立てる目的のいじり」です。たとえば、対象を褒める場合、ストレートに褒めたら、褒められた人も困ってしまうし、その場にいる人たちもどう反応していいか困ってしまうようなときです。そんなとき、対象の長所・セールスポイントをいじってあげる。そんなものは自ら主張されても、ストレートに褒めても白けてしまう。そんなとき、「いじり」というのは、たいへん便利な手法かと思えます。しかし、これとても対象が喜ばずに不快に思うのであれば、あっさりとは引かねばなりません。「せっかく褒めてやったのに」などと意地になってはいけません。まあ、こういう優しい「いじり」をする方ですから、予想に反して、対象に喜んでもらえなかった場合にも、向きになる心配はないかと思えますが。

もう一つは、「笑いを取る目的のいじり」です。「笑いを取る」目的さえないのであれば、これは、ただちに「いじめ」ということになるでしょう。では、「笑いを取る」目的があり、実際に、周囲が笑うだけでなく、対象自身も笑っていれば、「いじめ」ではないのか。否、「いじめ」です。実際に、「いじめ事案」として扱われるか否かは、他の要因と総合しなければなりません。「いじめ事案」として扱われなければ、「いじめ」でな

いわけではありません。他人をいじって、「笑いを取る」目的自体が、「いじめ」体質に根ざしています。対象自身が笑っていたとすれば、笑うしかないから笑っているのです。いじめられている人が、なかなか「いじめられている」と言えないのと一緒です。いじられて嬉しい人など、どこにもいません。ここで対象が笑わずに怒ったとしたら、その怒った人を「KY」などと扱ってはいけません。しかし、前者の失敗例と違って、これはもともとスタートから間違っているわけですから、往々にして、いじった自分の非をすぐには認められないわけです。ちなみに、私もいじられることがあります。そのとき、私は、たいへん不機嫌な怖い表情と語調で反応するようにしています。(実際は、立場上、表情だけで、「黙して語らず」の場合もあります。) まあ、でも、私のような反応ができる人は少ないわけです。ここまでが、「いじめといじりに違いはない」の厳密な説明です。

さて、どうして、「いじめ」ではなく、「いじり」を問題にするかと言うと、「いじめ」の認定には時間がかかりますが、「いじり」の認定はただちにできるからです。往々にして、「いじめ」た側に「いじめ」の意識はありませんが、「いじり」の意識はあるからです。そして、その「いじり」と「いじめ」には本質的な違いはないわけですから、「いじり」によるいじめ事案が発生したら、ただちに「いじり」を反省させ、少し時間をかけて、「いじめ」であるか否かを確定すればよいというのが私の考えです。

「暴力」によるいじめ事案も同様です。いじめ事案であるなしに関わらず、暴力の事実は、ほとんどの場合、認めざるを得ません。ならば、その暴力をただちに反省させることが、その暴力が、「いじめ」であるか否かを判断する場合にも重要な意味を持つというのが私の考えです。

よく、「いじめとは言えないが問題だ」とか「ハラスメントとは言えないが問題だ」という言い方に触れることがあります。私が忘れられないのは、平成12年に勤務していた学校での人権研修会です。そのときのテーマはセクハラで外部講師を招いての研修会でした。そこで、私が講師に質問しました。「修学旅行の集合場所で、私のそばにいた教員のところに来た女子生徒数名が、『先生、何順』と聞いた。その先生は、『かわいい順』と答え、女子生徒数名は、『じゃあ、私が一番』『私が二番』と言って並んだ。私は、たいへん不愉快な気持ちになった。これはセクハラか？」と。これは、今ならば、間違いなくセクハラです。セクハラは同性間でも成立するし、その言動が直接及んだ人だけが当事者なのではありません。これは、今では常識です。しかし、当時の講師はこう言いました。「セクハラとは言えないが問題だ」と。私は、さらに発言しました。「今のお答えは、『セクハラ**ほど**ではないが問題だ』という意味に聞こえる。私はセクハラだと思うが、別にセクハラでなくても結構だ。ただ、認識として、セクハラであるなしに関わらず、人権感覚に照らして、極めて問題であると捉えるべきである」と発言しました。

名前をつけることは、その存在を強調すると同時に思考を単純化させます。様々な赤い花があったときに、「赤い花」の一言で括ってしまえば、「赤」であることは強調されますが、「様々」な部分は捨て去られてしまいます。「セクハラ」という単語が、かつてはなく今はあります。そのおかげで、「セクハラ」の存在は強調されましたが、思考を単純化してはいけません。「セクハラは人権問題」です。しかし、「セクハラでなければ人権問題ではない」わけではありません。セクハラが疑われるような言動は、セクハラとして括れない場合も、往々にして、人権上の問題があります。「いじめ」もまた然りです。

私が「いじめ」「ハラスメント」の認定を急がず、「**具体的問題行動の認定**」を急ぐのは、たとえ、「いじめ」「ハラスメント」として括れなくとも、「人権」で括ることができると思うからです。

「人権」とは、「人間が人として本来持っている幸せに生きる権利」です。皆さんは、幸せに生きるために勉強しているのです。自学力とは、「生きる力」です。港北高校の学びが、「いじめ防止」につながらないはずがありません。